

平成14年度 第2回  
兵庫県都市計画審議会

平成14年9月27日(金)

パレス神戸 2階 大会議室

開 会 午後 2 時

(傍聴者入室)

傍聴される A さんへお願いいたします。

お配りしております注意事項をお守りいただき、議事を円滑に進行できるようご協力をお願いいたします。

それでは、平成14年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成14年度第2回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆さまには、何かとご多忙の中にもかかわらずご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

まずここに、去る6月14日、76歳の生涯を閉じられました故宗野重徳前委員の急逝を心からお悔やみし、謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

宗野委員におかれましては、兵庫県農業会議会長として平成2年8月に当審議会の委員に就任されて以来、4期11年10箇月の長きにわたって数多くの都市計画案件を審議され、ご専門の農業分野における豊かな経験と見識を十分に発揮され、本県の都市計画の推進に多大な貢献を賜ったところでございます。

ここに、衷心より感謝申し上げますとともに、宗野委員のみ霊の安らかならんことを心からお祈り申し上げます。

さて、小泉政権における構造改革の目玉となった感のある道路公団改革については、先ごろ民営化推進委員会から中間報告が出され、さらに議論が盛り上がっているところですが、都市計画の分野における構造改革も着々と進んでおります。

前回の審議会で事務局より説明がありましたが「建築基準法、都市計画法を改正する法律」が7月12日公布され、年明けにも施行されることとなっております。

今回の改正には、都市計画の住民提案制度が盛り込まれており、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の3分の2の同意を得れば、マスタープランなどを除き、ほとんどすべての都市計画を都道府県や市町村に提案できることとなっております。

そして、提案のあったものについては、行政がこれを採用する場合はもちろん、採用

すべきでないと判断した場合にあっても、都市計画審議会の意見を聞くこととされており、都市計画における住民参画を格段に進める画期的な制度として、今後その活用が期待されるところであります。

また、いわゆるハートビル法等の改正もされておりますので、我々の都市計画を取り巻く環境は格段に変わってくるだろうと思います。

本日の案件は、去る9月20日に事務局から事前説明がありました東播都市計画道路の変更案件をはじめ5件でございます。

この後、お手元の議案書により議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分にご審議を賜りますようお願い申し上げてあいさつとさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、審議を賜りたいと存じます。

なお、審議中のご発言になる場合は、議事録作成上、皆さまの前に置いてあります名札の番号を述べてからご発言くださるようお願いいたします。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けるとともに、採決につきましてもできるだけ一括してお諮りしたいと思います。

この点、あらかじめご了承願います。

それでは、まず第1号議案、加古川市に係ります東播都市計画道路の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案、加古川市に係ります東播都市計画道路中津水足線ほか2路線の変更について、ご説明いたします。

議案書は3ページから6ページ、議案位置図は1ページと2ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

まず、今回変更いたします中津水足線、加古川別府港線及び米田平荘線について、ご説明いたします。

中津水足線は、起点を加古川左岸線、終点を尾上小野線とする東西方向の幹線道路として、標準幅員20m、車線の数2車線、延長約1,970mで都市計画決定されています。

加古川別府港線は、起点を臨海部の工業地域、終点を市街化区域北端部とする南北方向の幹線道路として、標準幅員20m、車線の数4車線、延長約9,310mで都市計画決定されています。

米田平荘線は、起点を国道2号南側、終点を国道2号加古川バイパスの北側約600mとする南北方向の幹線道路として、標準幅員16m、車線の数2車線、延長約1,760mで都市計画決定されています。

続きまして、変更内容をご説明いたします。

加古川市の都市計画街路網は、JR加古川駅を中心とする加古川別府港線の一部を含む内環状、中津水足線の一部を含む中環状及び外環状の3重構造により、都心部に流入する交通を処理しております。

今回、加古川渡河部における交通混雑の解消等を図るため、外環状である高砂北条線と中環状である加古川左岸線を連絡し、中津水足線に接続する東西方向の幹線道路として、後ほどご説明いたします加古川市決定の路線である神吉中津線を追加することとしました。

神吉中津線が加古川に新設橋梁を架設する計画であることから、円滑な交通処理を行うため、交差点を堤防上に設置し、中津水足線は擁壁構造によりすりつける構造としました。これに伴い、本線と沿道地盤に高低差が生じる箇所について、沿道利用のため両側に幅員5mの副道を設置する区域の変更を行うものであります。

加古川別府港線は、中津水足線との交差点において、歩道幅員を拡幅するとともに、本線線形をより適切な線形とするため、線形を西側に変更するものであります。

米田平荘線は、今回追加する神吉中津線の新設橋梁の橋台位置を考慮して交差点位置を設定したことに伴い、線形を西側に変更するとともに、本線と沿道地盤に高低差が生じる箇所については、沿道利用のための副道6mを設置する区域の変更を行います。

なお、本線終点部におきまして、主要地方道高砂加古川加西線と接続させるため、終点位置を北側に変更するものであります。

以上、第1号議案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、都市計画法第17条第2項の規定により縦覧期間中に提出することができるかとされている、都市計画案についての意見書の提出はございませんでした。

続きまして、参考といたしまして関連します加古川市決定の道路の変更について、ご説明いたします。

参考資料1の1ページに概要をお示ししております。

前面スクリーンをご覧ください。

神吉中津線は、加古川渡河部における交通混雑を解消するとともに、加古川市西部に

位置する加古川総合運動公園などのレクリエーション拠点と都心部のネットワークを強化するため、起点を高砂北条線、終点を加古川左岸線とする東西方向の幹線道路として、標準幅員19m、車線の数2車線、延長約2,560mで新規追加するものであります。

次に、加古川左岸線は、神吉中津線の追加に伴い円滑な交通処理を行うため、堤防上に交差点を設置する計画とし、線形を変更するものであります。

また、本線と沿道地盤に高低差が生じる箇所につきましては、沿道利用のための副道6mを設置する区域の変更を行うものであります。

関連します市決定道路の変更は、以上でございます。

なお、これら市決定の変更につきましては、去る9月3日に開催されました加古川市都市計画審議会において原案どおり可決され、その旨市長へ答申がなされていることをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問またはご意見はございませんでしょうか。

質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議がないようですので、第1号議案については原案どおり可決いたします。

次に、第2号議案、姫路市に係ります中播都市計画道路の変更を上程いたします。

これについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、姫路市に係ります中播都市計画道路船場川線ほか2路線の変更について、ご説明いたします。

議案書は7ページから10ページ、議案位置図は3ページと4ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

船場川線は、姫路市の南北幹線道路として昭和21年に都市計画決定しましたが、その後、姫路市の道路網計画について整理がなされ、宮線との交差点から国道線との交差点までの区間については、内環状道路として位置づけられました。このため、昭和62年のJR山陽本線等の連続立体交差計画に係る都市計画道路の変更時において、船場川線の内環状道路と位置づけられた区間につきましては、幅員を18mから30mに変更しました。

今回、起点から宮線交差点までの区間について、周辺で計画されている土地区画整理

事業の具体化に伴い、計画を変更するものでございます。

前面スクリーンに変更計画図をお示しております。

黄色が道路の計画を削除する区域、赤色が新たに道路とする区域を表示しております。

それでは、計画内容をご説明いたします。

当該区間については、宮線との交差点形状及び沿道利用を考慮して線形を変更するとともに、路線の機能や周辺土地利用を勘案して、植樹帯及び停車帯を削除することにより、幅員を18mから14mに変更します。

また、当該区間について、他の区間と路線の機能が異なることから、今回の線形変更に合わせて路線を分割して飯田北線とするとともに、船場川線の起点を、現在宮線である国道2号線との交差点位置とします。

宮線については、船場川線の起点位置の変更に伴い、起点の位置を国道2号線との交差点に変更します。

以上、第2号議案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、これについて質問またはご意見ございますでしょうか。

質問等がないようですので、お諮りいたします。

第2号議案について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議がないようですので、第2号議案については原案どおり可決いたします。

次に、第3号議案、浜坂都市計画道路の変更を上程いたします。

これについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案、浜坂都市計画道路臨港線の変更について、ご説明いたします。

議案書は11ページから14ページ、議案位置図は5ページと6ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

臨港線は、当初、昭和25年に浜坂駅港湾線を起点とし、浜坂漁港に平行に北西方向に延び、当時構想の段階であった卸売市場を終点とする幹線道路として、延長550m、幅員15mの2車線で都市計画決定しております。

このたび、諸寄地区と芦屋地区を結ぶ道路として漁港関連道路が整備されることとな

り、町道芦屋第2号線以西の地区と浜坂市街地との連絡機能等につきましては、漁港関連道路が担うこととなりました。

また、卸売市場が、臨港線が都市計画決定された当時の構想位置から変更され整備されたことにより、浜坂市街地から卸売市場への連絡機能は、浜坂駅港湾線及び臨海線が担うこととなりました。

このように、当初予定していた臨港線の機能の一部が喪失したことから、今回臨港線の終点位置を変更し、延長約310mを削除するものです。

本件につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長 ただいま第3号議案の説明が事務局からありましたが、これにつきまして質問、ご意見等ございますでしょうか。

質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第3号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議がないようですので、第3号議案については原案どおり可決いたします。

次に、第4号議案、淡路・東浦都市計画緑地の決定、及び第5号議案、淡路・東浦都市計画下水道の変更の2件ですが、これらはお互いに関連していますので、一括して上程いたします。

これらについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第4号議案、淡路・東浦都市計画にかかわる緑地の決定、及び関連いたします第5号議案、下水道の変更について、併せてご説明いたします。

まず、第4号議案、1号あわじ石の寝屋緑地の決定について、ご説明いたします。

議案書は15から21ページ、議案位置図は7ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

あわじ石の寝屋緑地は、明石海峡や明石海峡大橋、また神戸、明石を見渡す、淡路島北端部の緑豊かな自然環境を保つ山林に位置しております。

本地域は、神戸・阪神地域や明石海峡大橋からの眺望にすぐれた景勝地でもあります。そのため、明石海峡周辺の美しい景観及び自然環境を保全するために、今回約75.4haの都市緑地として都市計画決定するものであります。

これは、計画平面図でございます。

着色しておりますのが今回都市計画決定する区域でございます。この緑地は、景観や自然環境を保全するとともに、その豊かな自然に触れ合えるレクリエーション及び自然学習の場として、また、明石海峡を望む雄大な景観を楽しめる場とすることを目的としており、施設といたしましては、展望を目的とした展望拠点施設と隣接する広場、それに至る園路のほか、調整池及びその周辺においては園内景観に配慮するとともに、自然環境の創出を図ることを目指し、水辺の生物生息空間を創出することとしております。

続きまして、あわじ石の寝屋緑地にかかわります環境影響評価についてご説明いたします。

本案件は、県の環境影響評価に関する条例第2条 特別地域対象事業のうち、条例施行規則別表第2の5、レクリエーション施設の建設の50ha以上の都市緑地の新設に該当するため、環境影響評価を実施するものです。本案件が都市施設のため、都市計画決定権者が都市計画の手続きと合わせて環境影響評価を行ったものであります。

まず、これまでの手続きを簡単にご説明させていただきます。

本案件は、平成12年の9月の本審議会で環境影響評価に関する専門委員の調査を諮問させていただいた後、環境影響評価のやり方を記述した環境影響評価概要書を取りまとめ、住民意見を聞くために縦覧を行いました。その後、住民意見書を勘案した知事の審査意見を受けた後、現地調査等を行い、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書を取りまとめ、今年の3月から4月にかけて都市計画案と合わせて縦覧を行いました。なお、縦覧期間中に地元で説明会を開催いたしました。その後、準備書に対する知事の審査意見を受けて、本日配付してあります環境影響評価書を作成したものです。

この間、専門委員の先生方によりまして、都市計画決定権者である兵庫県が行う環境影響評価が適正に行われているかどうか調査をしていただいております。

それでは、評価書の内容について、予測、評価を中心にご説明いたします。

まず、環境影響評価の対象項目ですが、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地形・地質、陸生植物、陸生動物、水生生物、生態系、文化財、景観の11項目を設定し、調査・予測・評価を行っております。

なお、予測時期については、工事中の予測対象時期は、工事による影響が最大となると考えられる時期、供用時の予測対象時期については、公園施設の供用開始後（平成22年度）としております。

それでは、大気汚染から説明いたします。

大気汚染の予測項目については、造成工事に伴う降下ばいじん量、及び供用後の自動車の走行に伴う二酸化窒素、及び浮遊粒子状物質などについて行いました。

予測地点については、造成工事については、計画区域に近接する民家付近の3地点で、自動車の走行については、来場者関係車両の走行割合が大きい県道福良江井岩屋線に近接する民家の道路端及び敷地境界の2地点で予測を行いました。

降下ばいじん量の予測については、建設工事に伴う粉じんについて、気象条件や建設機械の稼働数といった施工条件に基づいて拡散計算を行い、1か月当たりの降下ばいじん量を計算しました。

結果は、0.7から6.8の範囲であり、いずれも環境保全目標値10以下を満足しております。

自動車の走行に伴う影響については、自動車から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、気象条件や予測対象時期の交通量、走行速度といった交通条件及び道路条件に基づいて拡散計算を行い、自動車交通による発生濃度の年平均値を求め、それにもともとありましたこの地域のバックグラウンド濃度を加えて計算しました。

結果は、二酸化窒素は道路端で0.047、民家付近で0.046、また、浮遊粒子状物質は道路端で0.055、民家付近で0.053と、いずれも環境保全目標値を満足しております。

水質汚濁の予測については、工事中の濁水の影響について、前面スクリーンの長谷川、片谷川、藤八川の計画区域界地点の浮遊物質量を、濁水処理施設を導入する計画として計算いたしました。

結果は、浮遊物質量は3から22の範囲であり、いずれも環境保全目標値25以下を満足しております。

騒音の予測については、造成工事及び供用後の自動車の走行に伴う影響について行いました。予測地点は、前面スクリーンのとおり、大気汚染と同じ地点でございます。

造成については、造成区域から最も近接する民家までの距離が十分確保されていることなどから、影響は小さいと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられます。

自動車の走行については、交通条件や道路条件などに基づいて、騒音の伝搬計算を行い、等価騒音レベルを求めました。

結果は、道路端において平日、休日とも65、背後地においては平日で60、休日で61と、いずれも環境保全目標値を満足しております。

振動についても予測を行い、その結果は、表のとおり、平日、休日とも34と、いずれ

も環境保全目標値55以下を満足しております。

次に、陸生植物、陸生動物、水生生物ですが、計画区域周辺で現況調査を行ったところ、前面スクリーンのように、貴重種として、陸生植物がアカマツ群落等2植物群落、サイコクヌカボ等3植物種が確認されました。陸生動物は、鳥類がミサゴなど12種、両生類がイモリなど3種、昆虫類がキアシハナダカバチモドキなど8種の計23種が確認されました。水生生物は、昆虫類がコオイムシ、貝類がコシダカヒメモノアラガイの計2種が確認されました。

これらの貴重種に対する影響などを予測・評価しましたところ、貴重種の生息地を保全する計画としたことや、改変区域外に大部分の動植物種が確認されていること、また、植物については保全緑地を可能な限り確保する計画としたこと、陸生動物については水辺の生物生息空間を創出するなど生息環境の多様化が図れるよう努めること、水生生物については濁水流出防止対策を講じることなどから、陸生植物、陸生動物や水生生物への影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられます。

生態系についても、水辺の生物生息空間を創出すること、可能な限り保全緑地を確保したこと、人為的影響をできる限り小さく抑えること、えさ資源の確保に努めることなどから、生態系への影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられます。

次に景観ですが、展望拠点施設などの主要な施設の視認可能性の有無などから、前面スクリーンのとおり、6か所の視点場を抽出いたしました。

次に予測ですが、抽出した視点場における眺望の変化の程度や重要な景観資源の改変の程度について、事業計画に基づき将来フォトモンタージュを作成しました。

前面スクリーンをご覧ください。

これは、明石海峡大橋上からの景観について、左が現況で右が将来のフォトモンタージュです。展望拠点施設の一部が視認できますが、周辺に施す修景植栽の効果によりその視認範囲は比較的小さく、違和感は小さいものとなっています。他の5か所からも同様の結果であり、景観に及ぼす影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられます。

以上により、総合的に見て、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価されます。

また、本事業においては、事業及び環境保全措置が適切に実施されているか、環境保

全目標を満足しているかを確認するため、前面スクリーンの項目について事後監視調査を行うこととしております。事後監視調査は、事業の実施にあたり、必要な項目において、工事中及び供用後3年の間、必要な箇所で開催適切な時期に行うこととしております。

続きまして、評価書を使いまして第1次住民意見書の概要と見解について、ご説明いたします。なお、第1次住民意見書とは、環境影響評価のやり方を記載した環境影響評価概要書に対する環境の保全と創造の見地から意見を有する者が知事に提出した意見書のことです。

評価書第 編、2番目の付せんが張っているところがございます。評価書のかなり後ろのほうでございます。第 編の1ページをお開き願います。

今回、意見書の提出は1通ございました。その概要について、ご説明いたします。表の左が住民意見書の要旨、右が都市計画決定権者の見解です。

まず、住民意見ですが、前段で環境アセスメントの位置づけ、県民への投げかけ方について、概要書段階で環境に及ぼす影響はないと記載するより、現段階での問題点を明らかにして、県としての対応策、考えを県民に問いかけるほうがよいのではないかと。

次に、1環境保全について、園路の両サイドや展望拠点施設にはかなりの量の法面が出現するのではないかと考えられ、その法面がどのような見られ方をするのか検討することが重要である。また、内景観についても検討が必要である。

次のページをお願いいたします。

2環境の創造について、本事業は、長大な法面が出現することが予想され、それらの自然回復が最大の課題と考えられる。その対策として、現況の資源活用による計画が望まれる。

3環境影響要因と環境要素との関連について、石の寝屋史跡に古墳が存在していたら、発掘調査次第ではさわれない場所が出てくる。

4その他として、風力、天水、太陽熱といった自然エネルギー活用計画が必要ではないかと。

これらに対します都市計画決定権者の見解でございますが、前のページにお戻りください。

まず、環境アセスメントの位置づけ等については、効率的・重点的な環境影響評価を実施するため、事業概要や既存文献調査などから影響がないと考えられる項目については「影響がないと考えられる理由」を記載している。

1については、景観の予測・評価については本緑地を遠・中・近景で眺望できる地点から、フォトモンタージュを作成して予測するとともに、内景観については事業計画において法面を少なくするよう計画する予定である。

次のページをお願いします。

2については、既存木及び郷土種の活用など、環境の保全と創造に適正に配慮する予定である。

3については、現在教育委員会で位置等の確認調査を行っており、その結果を事業計画に反映させる予定である。

4については、事業計画において、ソーラーシステムの導入や雨水の利用などを行うことを検討しているとしております。

続きまして、第1次審査意見書と見解についてご説明いたします。なお、第1次審査意見書とは、概要書に対する知事の意見のことでございます。

青いページをめくっていただきまして次のページでございます。評価書第 編の3ページでございます。左の表が審査意見書の内容、右が都市計画決定権者の見解です。

まず、審査意見ですが、全体事項の 事業計画については、自然環境を保全する一つの手法として効果的に機能するよう、調査・予測・評価を通じてその熟度を高めていくことが望まれる。

環境影響評価準備書の作成については、動植物等自然環境の把握を適切に行うこと。予測の結果、環境に影響を及ぼす恐れのある場合には適切な措置を講ずるとともに、土地利用計画等の見直しを行った場合には、その変更に至った経緯を示すことが望ましい。

個別事項の 水質汚濁については、工事に伴う濁水について、特に淡路町の上水取水口がある長谷川、及び展望拠点施設等の流域河川において特に適切に実施すること。汚水については、水の有効活用に努めるよう検討することが望ましい。

次のページをお願いいたします。

植物については、改変による影響を受ける部分を重点的に調査を行ったうえで、調査箇所ごとに出現種の整理を行うこと。造成法面への樹木の植栽にあたっては、既存樹木等を活用するような緑化計画とすることが望ましい。

陸生動物については、改変により影響を受ける部分を重点的に調査を行ったうえで、調査箇所ごとに出現種の整理を行うこと。渡り鳥の飛翔ルートと計画地との位置関係について情報を入手することが望ましい。

水生生物については、川の形状等によるタイプ分けを意識した採取が必要である。

生態系については、動植物の調査結果をもとに、代表となる指標種を設定し、それらの生息・生育環境の基盤の分布、食物連鎖に着目し適切に実施することが望ましい。土工事による流域の変化を可能な限り避けるような事業計画とすること。動植物の調査結果をもとに適切な措置を講じるとともに、事業計画に反映させることが望ましい。

景観については、明石海峡大橋利用者の視点などを考慮し、淡路島の入り口部として多面的に検討することが望ましい。また、計画区域内の景観に配慮した事業計画となるよう検討することが望ましい。

これに対しまして、都市計画決定権者の見解は、審査意見書の趣旨を踏まえまして対応することといたしました。たとえば、前のページにお戻りください。個別事項の水質汚濁については、淡路町の上水取水口がある長谷川、及び展望拠点施設等の流域河川である片谷川や藤八川において、濁水流出防止対策を検討し、定量的に予測することとしています。また、汚水については下水道に接続することとしており、最終処理場周辺で散水等に再利用される予定であるとしています。

続きまして、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書に対する住民意見ですが、次の次のページをお願いいたします。評価書第 編の 1 ページに記載しておりますように、第 2 次住民意見書の提出はございませんでした。

続きまして、第 2 次審査意見書と見解を説明させていただきます。なお、第 2 次審査意見書とは、準備書に対する知事の意見のことです。

評価書、次の次のページをお願いいたします。評価書第 編の 2 ページでございます。表の左が審査意見、右が都市計画決定権者の見解です。

意見書の前文では、準備書では環境影響評価の対象としたすべての項目で環境保全目標を満足しており、本事業の実施が環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。しかしながら、必要に応じ専門家の意見を聞きながら、実施設計、施工計画、維持管理計画を策定することが望ましい。

1 大気汚染については、降下ばいじん量について、工事着手前に 1 年間のバックグラウンド値調査を行い、本事業の寄与分を把握すること。

2 水質汚濁については、濁水処理について適正な管理を行うこと、工事着手後の適切な時期に 1 回以上河川の環境基準の達成状況を確認すること。

3 陸生植物、陸生動物、水生生物、生態系については、サシバの営巣環境の保全はも

とより、えさ場の保全・創出に努めること。生息部の周辺環境も含めた保全を検討することが望ましい。当地の気候風土を踏まえた設計・管理を行うこと。公園の運営・管理において、地元住民やNPO等と連携をとることが望ましい。

4 事後監視調査等については、その結果を適切に工事計画等に反映させる体制を整えらるとともに、必要に応じ専門家の意見を聞いて指導を受けること。事業の影響を受けない地点での調査の実施について、適宜検討することが望ましい。竹林の伐採管理や貴重動植物の存在の確認などについては、工事着手までの期間においても適宜実施することが望ましい。

これに対しまして、都市計画決定権者の見解は、知事意見の趣旨を踏まえて対応することといたしますが、たとえば、3 陸生植物・陸生動物・水生生物・生態系については、営巣環境の保全とともに、えさ場の保全・創出に努めるものとする。生息部の周辺環境も含めた保全を検討するものとする。当地の気候風土を踏まえた設計や継続的な管理を行うものとする。公園の運営・管理においては、地元住民やNPO等との連携をとることを検討するものとしております。

続きまして、淡路・東浦都市計画にかかわります第5号議案、淡路・東浦広域公共下水道の変更について、ご説明いたします。

議案書は23ページから27ページ、位置図は8ページでございます。

淡路・東浦広域公共下水道は、淡路町及び東浦町を排水区域として、平成6年に都市計画決定を行い、平成10年に一部供用開始し、鋭意事業の推進を図っております。

前面スクリーンにお示ししておりますのは、淡路・東浦広域公共下水道の排水区域の変更内容を示したものでございます。緑色の区域がすでに決定しております排水区域であり、赤色の区域を今回追加するものでございます。

今回、先ほど第4号議案でご説明させていただきましたあわじ石の寝屋緑地を排水区域として追加し、公共用水域の保全を図るものであります。

これにより、淡路・東浦広域公共下水道の排水区域は約840haから約910haと約70ha増加いたします。

以上、第4号議案、第5号議案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、参考として関連する淡路町決定の道路の変更についてご説明いたします。

参考資料1の2ページをお願いいたします。

長谷線は、先ほど第4号議案でご説明させていただきましたあわじ石の寝屋緑地の都市計画決定に合わせ、当該緑地へアクセス機能を有する都市計画道路として追加いたします。起点は、主要地方道福良江井岩屋線とし、安全で円滑な交通の確保を考慮した位置となっております。終点につきましては、あわじ石の寝屋緑地のエントランスを考慮し、現道の町道長谷線に接続させる位置となっております。

延長は630m、幅員につきましては3mの自転車歩行者道を東片側に設けた全幅11mの2車線道路となっております。

長谷線につきましては、去る8月8日に開催されました町の都市計画審議会において原案どおり可決され、同日付でその旨町長へ答申されていることをご報告いたします。

以上でございます。

会長 続きまして、あわじ石の寝屋緑地の都市計画にかかわる環境影響評価に関する事項の調査について、専門委員を代表して31番委員から調査結果の報告をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

31番 座席番号31番でございます。

僭越でございますが、専門委員を代表いたしまして、淡路・東浦都市計画緑地1号、あわじ石の寝屋緑地に係る環境影響評価につきまして、調査結果をご報告させていただきます。

本緑地につきましては、事前に周辺環境に及ぼす影響について十分な評価をする必要があるということから、本審議会から専門委員としてご指名を受けまして、環境影響の内容につきまして、環境の保全と創造の見地から慎重に調査を重ねてまいりました。

環境影響評価の内容につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりで、計画緑地に係る環境影響評価は妥当であると判断いたしております。

先ほど報告がありましたように、環境の保全と創造の見地からの知事の意見に対して、都市計画権者としての対応も適切であるというように考えております。

専門委員といたしましては、今後の事業実施に関しまして、評価書に記載された環境保全措置及び事後監視調査を適正に実施するとともに、工事中及び供用開始後に予測しなかった著しい悪影響の発生が生じた場合には必要な措置を講じていただくように強く要望したいと思います。

簡単でございますが、以上で報告を終わります。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと存じます。

質問またはご意見ございますでしょうか。

25番 当該地の土地の所有状況についてお伺いしたいんですが。

事務局 お答えいたします。

今回の土地の所有者でございますが、全体計画75.4haのうち約77%を県の土地開発公社、残り約23%は民有地でございます。

25番 この件については、意見を申し述べたいと思います。

理由の中に自然環境を保全管理をするということが書かれてありますけれども、いまのお答えでもこれは県が努力をすれば十分に可能であろうというふうに思います。

それから、その後に豊かな自然に触れ合えるレクリエーション施設等を設置するか、また雄大な景色を楽しめる場として整備するとかいう計画内容が書かれておりますけれども、すでにこの当該地のすぐ隣と言いますか、近くに兵庫県立淡路島公園が整備をされております。ここも、たとえば石の遊び場、木の遊び場、水の遊び場、また花の谷、森のゾーンということで、自然に触れ合いレクリエーションも楽しめるという公園になっておりますし、パンフレットには大阪湾から明石海峡まで見渡せる絶好の場所に展望広場も整備をしているというふうに記載をされております。

現在全体的にも不要不急の事業については見直そうというような潮流の中で、同じような開発計画を隣接させていま進めていく必要性はないのではないかと、そのように思いますので、私はこの4号議案、当然5号議案についても反対をしたいと思います。

会長 ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

まず、専門委員の先生方は議決に参加することができませんので、ご了承願いたいと思います。

まず、第4号議案及び第5号議案の2件について一括して採決したいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、一括して採決いたします。

第4号議案及び第5号議案について、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 それでは、第4号議案及び第5号議案について、原案に反対の委員の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

会長 原案に賛成の方が多数でございますので、第4号議案及び第5号議案については原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

専門委員の先生方は、どうもご苦労さまでした。ここでご退場いただいて結構でございます。最後までいていただいても結構でございます。

たいへんな作業をお引き受けいただきまして、ありがとうございました。本当にご苦労さまでございました。

それでは次に、土地区画整理法第55条関係の第6号議案を上程いたします。

これについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書29ページをお開き願います。土地区画整理法第55条関係の条文を載せてありますので、これにつきましてご説明いたします。

都道府県または市町村が事業計画を変更しようとする場合、公衆の縦覧に供することになり、利害関係者はこの変更について縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、すなわち4週間の間に知事に意見書を提出することができることとなっております。

知事は、提出された意見書を都市計画審議会に付議し、本審議会が意見書の内容を審査することになります。

都市計画審議会の審査につきましては、行政不服審査法中の処分についての異議の申し立ての審理に関する規定を準用することとなっておりますため、意見書提出者より口頭意見陳述の申し立てがあれば都市計画審議会はその機会を与えなければなりません。

さて、提出された意見書の意見を採択するか否かは後ほどご審議いただくわけですが、意見書の意見が採択されますと、知事は市町に変更しようとする事業計画についての修正を命じ、再度計画変更の手続きを行うこととなります。また、不採択になりますと、その旨を意見書提出者に通知することとなります。

このたびの議案は、北淡町富島地区について、事業計画を変更するにあたり北淡町長が平成14年7月26日から8月8日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1件の意見書の提出があり、口頭意見陳述の申し立てが併せてありましたので、本審議会に

お諮りするものでございます。

なお、口頭意見陳述につきましては、意見書を補足するものですが、意見書の説明の後に実施いたしますので意見書の意見と併せてご審議くださるようお願いいたします。

この意見書についてご説明する前に、今回の事業計画変更の概要についてご説明いたします。

土地区画整理事業の事業計画に対する意見書に係る議案説明資料、20ページ以下の添付図面及び前面スクリーンをご覧ください。

本地区は、前面スクリーンに表示してありますとおり、北淡町のほぼ中央に位置し、町役場や明石と北淡町を結ぶ高速艇乗り場があるなど、北淡町の中心部にございます。

本事業の施行区域は、前面スクリーン太線で囲んだ区域で、北は漁港区域、東及び西は都市計画道路、南は背後の斜面地を区域界とした、面積20.9haの区域でございます。

阪神・淡路大震災により多くの建物が崩壊し、道路が遮断されるなど、大きな被害を受けた地区であり、土地区画整理事業により災害に強い安全で安心なまちづくりを行うため、平成8年11月に事業計画の決定を行いました。

その後、既存家屋を極力残すこと、すべての宅地が幅員4m以上の道路に接すること、震災前の地区の面影を残すような配置にすること等を基本として、富島地区の事業計画を見直してきており、過去7回の事業計画の変更を経て、このたび第8回目の事業計画の変更を行うものでございます。

前面スクリーンに変更前の設計図を表示しております。

主な公共施設としましては、幅員15mの富島幹線及び幅員4mから13mの区画道路を有機的に配置するとともに、小倉公園をはじめ4か所の街区公園及びその他の小公園を配置し、防災性と利便性を高めるようにしております。

今回の事業計画の変更に係る設計図を表示しております。21ページにも同じものを記載しております。

先ほど申し上げましたように、既存家屋を極力残すこと、すべての宅地が幅員4m以上の道路に接すること、震災前の地区の面影を残すような配置にすることという考え方を基本として、先行買収地等を集約的に換地して区画道路及び公園等を配置するよう、事業計画において定めておりますが、換地等の調整を行った結果、今回小公園、区画道路及び歩行者専用道路の位置、形状を、必要最小限変更するものでございます。

22ページに今回の事業計画の変更に係る箇所を表示しております。赤で表示している

部分は、宅地から公共用地に変更した部分、黄色で表示している部分は公共用地から宅地に変更した部分でございます。

今回の変更は、第2号公園ほか9公園、区画道路33-1号線ほか5路線、及び歩行者専用道路2号線ほか6路線の位置、形状について変更するものでございます。

それでは、意見書の内容についてご説明いたします。意見書原本につきましては議案書別冊1ページ以降に綴っておりますが、その内容につきましては説明資料2ページに意見書の要旨としてまとめておりますので、これに従って説明させていただきます。

意見書提出者の所有地をスクリーンに示しております。

今回提出された1件の意見書の提出者は、尼崎市のAさんです。

第1点目でございますが「谷の川の位置の変更について、災害面での安全性に問題があること」等のご意見でございますが、谷の川の位置の変更は前回の事業計画の変更において行ったものであり、今回の事業計画の変更に対する意見には該当しません。

従って、谷の川の河川計画につきましては、審議の対象となりませんが、後ほど改めて参考までにご説明いたします。

第2点は、「歩道第14号道路の変更について、災害面での安全性に問題があり、途中で行き止まりにするのは反対である」というものでございます。

歩行者専用道路14号線は、レーザーポインターでお示ししているところでございます。

ご意見につきましては、「富島の山から海へと通じる道路は「網道」と言われ狭い道路がほとんどだが、単なる住民の生活道路だけでなく、山からの土砂洪水の逃げ道の役割を果たし、機能性、安全性の面でも非常にすぐれた役割を果たしている。震災復興の一番の目標は「安全・安心・災害に強いまちづくり」であるが、北淡町関係者からは「道路、道路」とまるで復興より道路のための事業の様相を呈しています。道路は整備されるが、道路が住民の生命、財産を守ってくれるわけではなく、かえってよそからの通過交通に伴う騒音、振動、排気ガスによって地元被害を及ぼす。山から海へと真っすぐに通じる道路計画であれば、災害時にも土砂洪水の逃げ道になってくれるが、行き止まりにすることで民家を真正面から押し流してしまうことになり非常に危険である」というものでございます。

変更の内容をスクリーン上の少し拡大した図面でご説明いたします。

スクリーンの上段は設計図、下段は変更前後対照図で、比較できるように表示しております。下段の変更前後対照図をご覧ください。左が北で、北側が富島幹線でございます。

す。太い黄色で表示しているところが歩行者専用道路14号線で、これを西、スクリーン上では下に曲げ、また細い黄色で表示している歩行者専用道路40号線をこのように変更することとしております。

意見書に対する県及び町の考え方といたしましては、歩行者専用道路14号線の位置に現存する網道は1.3mほどの幅員であり、生活道路として、また災害時の避難通路としての機能を果たしてきたことは十分に認識しております。

今回の変更計画案について、換地の微調整を進める中で、水路の排水計画、区画道路の配置計画に支障を来さない範囲で修正を加えるものであり、非常時における安全性の確保及び生活道路としての利便性の確保につきましては、谷の川右岸側の歩行者専用道路30号線、及び区画道路53号線に新たに接続させるため問題はないと考えております。

また、幹線道路及び区画道路を機能的に役割分担することにより、居住環境に与える影響は少ないと考えています。特に区画道路については、災害時の避難経路の確保、生活空間の確保により良好な市街地の居住環境の向上が図られるものと考えております。

以上で提出しました意見書の要旨と、それに対する県及び町の考え方を申し述べました。

なお、谷の川の河川計画に関するご意見と、これに対する県及び町の考え方につきまして、参考までにご説明いたします。

谷の川の河川計画に対するご意見の要旨は、「谷の川は昔から大きな被害をもたらしている天井川である。土砂災害、洪水の被害を考えれば、50cmといえども川筋を変更するのではなく、川の両側に均等に拡幅すべきである」というものでございます。

谷の川付近の平面図をスクリーンで表示しております。赤で旗上げしている46.7mが意見書にあります川筋の変更にあたるところでございます。

また、この変更区間を拡大しますと、次のようになります。

谷の川のこの区間の変更につきましては、前回の事業計画の変更において反映したものであります。変更するに至った理由は、隣接する宅地の奥行きが換地計画上どうしてもおさまらないこと、また、もともと県道から下流部の谷の川の法線が上流部に比べると折れ曲がる度合いがきつかったため、全体としておおむね0から約30cm河川中心線を移動させて、両側均等に拡幅してスムーズな流れを確保したものでございます。

ご意見に対しまして、スクリーン上の図面を使ってご説明させていただきます。

谷の川の河川計画の標準断面図でございます。両側に1mと2mの管理用通路を配置

して、川幅を 5.2m確保し、さらに片側の管理用道路に 2.5mの道路敷地を付け加えることにより、周辺住民の生活道路、河川管理用道路として、車両の通行も可能となるよう計画しております。

次に、河川計画の断面図を二、三、お示しいたします。

天井川となっている部分の断面図でございます。赤が現況、黒が計画断面でございます。谷の川が天井川であることから、周辺宅地に影響を及ぼさない範囲で河川縦断を約 2.3m掘り下げて堀込河道とする計画でございます。

続きまして、少し下流側の断面図でございます。

続きまして、谷の川と富島幹線の交差部付近の断面図でございます。これが、前回の事業計画の変更で河川中心線を変更した区間のうち、変更幅が最も大きいところでございます。赤で表示したものが現況、黒が変更前の計画、青が変更後の計画でございます。従前に比べ約30cm河川中心線を移動しております。

過去の土砂洪水の被害につきましては、昭和27年に砂防堰堤ができて以降民家を巻き込むような氾濫の記録はありません。

また、谷の川の砂防堰堤につきましては、阪神・淡路大震災において堰堤の袖部の一部が被災しましたが、平成7年に災害復旧事業で原形復旧しております。

以上のとおり、谷の川において計画しております河川改修により、安全性は従来より高くなるものと考えております。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、本案件の質疑につきましては意見陳述を聞いた後で行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

意見陳述の申し立てにつきましては、土地区画整理法の規定により申し出者には陳述をさせなければなりません、その方法についてここで取り決めておきたいと思っております。

方法については、これまでの例をもとにいたしまして、私から提案させていただきます。

まず、陳述は、陳述者を入室させ、陳述終了後ただちに退出させるということになっておりますが、今回は陳述者が傍聴席におられますので、陳述後は傍聴席に戻っていただきます。

陳述前に、住所及び氏名を陳述していただきます。

陳述時間は10分程度で簡潔に陳述するように指示いたします。

陳述者に対して、委員からの質問には答弁をしていただきますが、陳述者からの質疑は認めないことにしたいと思います。

以上、申し上げましたが、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

ご発言がないようですので、それではお諮りいたします。

陳述の方法等につきましては、提案のとおりとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議がないようですので、以上の方法により陳述させることにいたします。

ただいまから陳述席の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

説明につきましては、先ほどもうお聞きになっておりますので、繰り返しません。

(陳述準備)

会長 いま資料が配られておりますので、いま少しお待ちください。

準備が整ったようでございますので、陳述者のAさん、陳述席のほうへお進みください。

(陳述者、陳述席へ)

会長 陳述に先立ち、一応注意事項を申し上げます。

陳述前に、住所と氏名をおっしゃってください。

陳述時間は10分程度でお願いいたします。

10分を経過しますと一応ベルで合図しますので、できるだけ簡潔におまとめください。

あなたに対して委員からの質問があった場合は、お答えください。ただし、あなたからの質問は認められません。

それでは、Aさん、陳述をはじめてください。

A 住所と名前を申し上げます。

現住所は尼崎市、富島に土地を所有しております。

名前はAです。

今回、先ほど県のほうから谷の川の事業に関しましてはすでに事業計画決定しているので審議対象にならないということでしたけれども、私はそういう認識はございませんでしたので、川筋を東のほうへ50cm変更するということでしたので、その事業計画に対して意見書を提出させていただいたという認識でございます。

まず、意見書ですけれども、2か所ほど訂正したいところがございます。

1か所は、添付されている書類を見ましたので、歩道となっておりますが歩行者専

用道路のまちがいです。急いで書きましたので、申し訳ございません。

それから、谷の川の変更に伴う理由といたしまして、西側の歩行者専用道路の拡幅のためにという認識がございまして、この陳述に対しまして白紙撤回組の強硬派の家をさわらないで東側に拡幅するための川筋変更ではないかというふうに書いておりますが、歩行者専用道路は両側に拡幅するということでしたので、現地住民に確認いたしましたらそういうことですので、その件に関しては訂正させていただきます。

要点2つに関しまして、意見陳述させていただきます。

谷の川の件なんですけれども、これは私は平成7年からまちづくりにかかわっておりまして、道路よりもまず、富島の場合は南側に山がそびえておりますが、それが非常に昔から崩壊を繰り返しておりまして、危険な山ですので、いくら立派な道路をつくっても、家が再建されても、山が土砂崩れで崩れてしまえば元も子もない。何のためのまちづくりかわからないという認識がございまして、まずその安全性を確認してからまちづくりを進めるべきではないかなというふうに思っておりました。

富島には、震災後いろんな方が、専門家が調査に見えますので、その方のご紹介で国土問題研究会、これは京大の出身者で京大防災研究所の先生方を中心に構成されております京都に本部を置く専門家集団ですけれども、そちらのほうに調査を正式に依頼いたしました。これが平成10年の2月でしたけれども、平成10年の6月には県の都市計画課、市街地整備課の課長、係長、計4名に専門家の方から、私も同席したうえでこの報告書に関しましては説明させていただいております。

そのときに、県の都市計画課の課長のほうから北淡町の責任者のほうへも説明をぜひお願いしたいということで、その年の8月に北淡町のほうから担当者3名が呼ばれて、私も同席のうえで県の担当者も同席いたしまして説明いたしております。その時点では、町から何の意見もかえってきませんでした。

その内容に対しましては、今日お配りさせていただいております防災調査報告書、これを一番上につけておりますけれども、これにも書かれておりまして、ここの8ページの下から3行目に、この谷の川の水路ですけれども「この拡幅はきわめて重要である」と載せられております。

と申しますのが、谷の川は市街地の中では非常に狭い川幅ですけれども、谷の奥のほうまで歩いてまいりますと非常に出口、山から落ちてくるがけの入り口のところが深く、またその裏の山は非常にがけが大きくて、報告書の添付されております写真のナン

パー 5 から 7 A、7 B、7 C、8 A、8 B、これらが谷の川の奥の山の写真になります。これは、ここに、写真で見ていただいたほうがよくわかりいただけると思うんですけれども、7 A、7 B、7 C、8 A、8 Bとございますが、確かに先ほど説明されました砂防堰堤が築かれておりますが、これの両脇は固定されているとは言えません。それは、写真 7 C、7 B、7 Aにも写真で写されておりまして、お渡ししている写真は白黒ですので明確にわかりにくいかと思うんですが、カラー写真で見ますと両脇の水色部分は土のうで土を抑えているだけでありまして、砂防堰堤そのものも決して堅固なものとは言えません。

従って、裏山が大雨とか土砂崩れで崩れた場合は、それが全部谷の川へ流れてくるようになっております。従いまして、私どもとしては、これだけの裏山が崩れた場合にはたして現在の谷の川の川幅、また河床の高さで十分に補えるかといったときに疑問を感じまして、調査をお願いした次第です。

今回の説明は、私も縦覧のときには忙しくて出席できませんでしたので、この意見陳述に備えましてあらかじめ都市整備事務所のほうに確認にまいりましたけれども、河床は、深さですけれども 1 mほど掘り下げるという説明でした。現在は 2 m幅ですけれども、2.2m幅にされるということです。

今回私が思いましたのは、道路も確かに大事です。しかし、住民の命のほうがもっと大切です。それは生活にかかわることですし、私たちにとって大事なことです。念のためにお伺いしますと、カラーでお渡ししていますけれども、川の中道という県道のもう一つ山側の東西の道ですけれども、中道から山側は川の西側に歩行者専用道路がある。中道と県道の間には川の東側に歩行者専用道路が設けられることになっておりますけれども、歩行者専用道路は実際には計画上は 2.5m、それから管理通路として 1.5m プラス 0.5mで 2 mが設置されて、結局歩行者専用道路と言いましても 4 mの道路が確保されることになっているわけです。ですから、4 mというよりもむしろ川幅を約 1 mでも広げて、3 mあれば車が十分通れるわけです。

今回、国土研のほうの資料も参考のために持ってきたんですけれども、河川というのは単に川だけを考えるのではなく、その周辺、環境を考えたうえで河川に関して改修、そういったことをするべきではないかということも国土研の報告書に書かれております。

また、国の河川審議会のほうでも平成 9 年ごろに大幅に変更されたようにお聞きしてまいりまして、災害面も配慮したうえで検討するように指導も行われているようにお聞きし

ております。

ですから、歩行者専用道路が、図面を見ていただけたらわかりいただけると思うんですが、県道と中道の間の川の1本東側の筋の歩行者専用道路第14号ですけども、これを途中で分断するのではなく、この丸39となっておりますのが39街区ということですけども、ここに横に道を何本か通すことによって宅地は十分接道できますし、むしろ富島は北斜面で南側からの日照が非常に確保しにくいものですから、横に2本ほど道路を入れることによって宅地のためにもっともいいのではないかというふうに考えております。

ですから、この谷の川の変更は単に谷の川の変更ということだけではなくて、その隣接する道路ともどもに考えていただけたらよりいい計画ができるのではないかなというふうに考えて、意見書を提出させていただきました。

専門家の方にも念のために、この24日に国土研のシンポジウムがございましたので、この計画を持参して、図面を持参してご相談いたしましたところ、県道で谷の川が隘路になっております。ですから、非常に土砂、洪水の場合には排出がしにくくなっておりますので、拡幅、もちろん山から……。

会長 できるだけ簡潔におまとめください。

A 特にこの計画を見られて強くおっしゃられたのは、県道から海までの河川の幅ですね。それを拡幅することが大事ではないか。河床を深く掘り下げるよりも、やはり親水性ということを考えても、川幅を拡幅するほうがまちづくりにとってよりベターである。そういうアドバイスをいただいて帰ってまいりましたので、委員の皆さまにもご報告したいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

会長 Aさんの意見陳述が終わりました。

ただいまの陳述について、委員の方から何かご質問がございましたらお願いいたします。

25番 先ほどのお話は主に谷の川の問題についてのお話だったように思うんですけども、第14号道路の変更について、私も現地へ行ってまいりまして、これはこれで確認をしてきたんですけども、出されておられる意見書の意図とは少し様相が違うのではないかなという感想も、率直に言って持ったんです。

ですから、この点についてももう少しコメントをいただければと思います。

A 先ほど説明を県のほうからされましたように、富島にとって山から海への

放射状の道路は、網道と言われているんですけども、単に、漁業が盛んな地域ですので、漁師さんが海へ働きに出るための生活、一般住民生活に利用する道路というだけではなく、山からの土砂災害、土砂を逃がす道になっておりますので、この道を途中でふさぐということは非常に弊害があるのではないかと感じております。

特に谷の川のすぐ東側の道路ですので、ある意味では谷の川を取り巻くがけからの土砂も堆積する機能も果していると思いますので、それに関しては横切る、分断してしまうというのはおかしいんじゃないかというふうに感じておりますが。

会長 ただいまのAさんのご答弁でよろしゅうございますか。

25番 ありがとうございます。

会長 ほかにご質問、ございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、Aさん、傍聴席にお戻りください。

どうもご苦労さまでした。

それでは、第6号議案の質疑に入りたいと存じます。

質問またはご意見ございましたら、お願いいたします。

23番 いまの意見書の中で、これは本人さんにお答えいただくより当局にお答えをいただきたいんですけども、「愛する会の幹事がいるので不公平な扱いをしている」というふうな意見書が出ているんですけども、これについての当局の考え方をちょっと言ってください。

事務局 県及び町としまして、愛する会の幹部の家を意図的に避けたり、公共施設を重ねたりということは考えておりません。すべて公平に行っております。

23番 当然そうであろうと思われまので、お聞きをいたしました。

会長 どうもありがとうございました。

25番委員、ございますでしょうか。

25番 当局のほうにお伺いしたいんですけども、この計画、資料を見ますと8回の変更ということになっておりますが、なぜ8回も変更されなければならなかったのか。この点、まず教えてください。

事務局 お答えします。

事業計画変更につきましては、4年9箇月で8回行っておりますが、この間全体計画を大きく見直したのは第1回変更のときでありまして、その後は2段階都市計画決定を随時行ってきております。根幹的な変更については、第1回、第4回の2回のみでし

て、それ以外については地元調整による変更でございます。

以上でございます。

会長 ただいまの答弁に対して、どうぞ。

25番 もう一つ、何か議論を逆上って申し訳ないんですけども、なぜ区画整理事業なのか。ほかにも事業手法としてはありますよね。たとえば密集住宅市街地整備促進事業ですか。いくつかあると思うんですけども、なぜ区画整理なのか、教えてください。

事務局 お答えいたします。

平成7年に、ご承知のように阪神・淡路大震災が起こりまして、都市基盤施設が整っていないところにおいてほとんどのところが被災をしまして、場所によっては火災による大きな被害が起こりました。

富島地区でも、ご承知のように非常に道路が狭いような状況の中で、しかも短期間でやっていくためには、地区全体を区画整理事業でやっていく必要があるとの認識のもとにやってまいりました。

結果的に地元調整をする中で少し時間がかかった分もございますが、当初歩みだしたのはそういう考え方でございます。

25番 いまのお答えから、いくつかの疑義と言いますか、慎重にならざるを得ない部分もあるかなというふうに思うんです。

一つは、やはりどうしても現地、先ほど言いましたように見てきましたけれども、非常にある区画で事業をやられている。途中で途切れている。こういうことで、非常に継ぎはぎの感があって、先ほど陳述人もお話をされていましたが、全体的なまちのコンセプトというか、顔がこれでは見えてこないなということと、もう一つ加えるならば、何かどこでもあるようなまちづくりだなというふうには感想を持ちました。そういう意味では、やはりもっと住民の方々の意見を反映させるべきではないかなというふうに感じました。

と言いますのも、いま資料を見させていただいて見つけたんですけども、この計画がまず当初に決まっているのが、まさに震災からわずか2か月後なんですね。それ以降、先ほども伺いましたように、大きな変更ではなくて、いわば仮の計画のうえに本計画を乗せていくための変更という8回の計画変更だったというふうに理解をいたしましたけれども、当初この計画が出たときに、確か知事は、これは2段階の計画なんだと、これは仮であるから、これから住民の皆さんとじっくり練って、そしてやっていくんだ

というふうにコメントをされているわけで、むしろ私はこれがきちんと行われるべきではないかな。そして、そういったやり方のほうが、他の同じ被災をしたまちのまちづくりでもスムーズに進んでいるということも聞き及んでおりますので、当初からボタンのかけ違いがあるのではないかというふうに思うんです。

これは今日配られた「土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書に係る議案」という少し分厚めの資料の中の7ページにも、先ほど私が伺ったなぜ区画整理なのかということの多少の理由が真ん中へんに書かれてありますけれども、しかしこれを見ても、計画を推進しようとする行政側の断定的な判断であって、先ほども言いましたように、わずか2か月でこういう区画整理の手法がいいのか、それともほかの手法がいいのかということについての住民合意をとれてない。だから、いま言われていたように、事業の進行もおくれているという状況があると思います。

その中で、ところどころと言いますか、できるところからやっていく。そして、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、既成事実をずっとつくって行って、できてないところを包囲していくような感じも受けましたので、これはあまりフェアなやり方ではないのではないかなと。そういう意味では、今回提案されている議案のこの枠の事業もその一つになるというふうに思いますので、私はこの議案については認めるべきではないというふうに主張をさせていただきたいと思います。

会長 この議案は意見書を採択するかどうかでありますので、いまのご意見では意見書を採択しないというほうになりますか。

25番 僕は6号議案の話をしていたつもりで、申し訳ありません。

意見書については採択を主張したいと思います。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。

第6号議案について採決いたします。

Aさんから提出された意見書を採択して、事業計画を修正すべきであるというご意見の方、挙手を願います。

(採択賛成者挙手)

会長 ありがとうございます。

次に、意見書を採択すべきでない、事業計画どおりでよいというご意見の方は挙手をお願いいたします。

(採択反対者挙手)

会長 ありがとうございます。

採択すべきでないという意見が多数でございますので、第6号議案については、採択しないということにいたしたいと思えます。

以上で本日の議案はすべて終了いたしました。この結果につきましては、ただちに知事あてに答申することといたします。

なお、事務局から報告事項があるそうですので、少しお待ちください。

事務局 報告事項として2点ございます。お手元にお配りしております参考資料2と参考資料3でございます。

まず、第1点目でございますけれども、参考資料2でございます。

1点目につきましては、本年2月の当審議会におきまして答申をいただきました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に関する基本的な考え方」に沿いまして、このたび線引きの見直し方針などを定めまして、合わせて各地で都市計画のフォーラムを開催することにしておりますので、簡単にその内容についてご紹介させていただきます。

まず、参考資料2の1番でございますけれども、都市計画区域マスタープラン策定の方針及び線引き見直しの方針ということで答申をいただきましたものをもとにし、行政ベースの方針ということで、後ろ2ページ以降に添付しております方針を取りまとめさせていただきました。

この方針に基づきまして、県、また各市町におきまして、都市計画区域のマスタープランの案の策定、また線引きの見直しの案の策定をいま行っておるところでございます。

線引きの見直しにつきましては、おおむね5年に1度見直すということにしておりまして、前回平成10年に実施いたしましたところでございます。今回は平成16年までの都市計画決定を目指して、現在線引きについては作業を進めておるところでございます。

線引きの見直しにつきまして、各市町でいま素案を策定しておるところでございますけれども、その素案につきましては10月以降に各市町ごとに順次閲覧という形で、素案の閲覧という形で一般住民の方々、市民の方々に閲覧を行うということを予定してございますので、それにつきましてまずご報告させていただきます。

また、都市計画区域マスタープランについてでございますけれども、都市計画区域マスタープランにつきましては、丹波、淡路、但馬の地区を少し先行して作業を進めてお

るところでございます。その他の地区は線引きの見直しの作業を伴いますので少し後になりますけれども。その都市計画区域マスタープランの策定にあたりまして、まず広域都市計画方針ということでブロックごとの都市計画の基本的な考え方の案を策定しているところございまして、その案につきまして、フォーラムを開催いたしまして住民の方々のご意見を伺おうということで、2に書いてございますように、都市計画フォーラムの開催を予定してございます。10月4日、丹波地域を皮切りにいたしまして、年内は3地区を予定してございますので、またお時間等ございましたらご出席方よろしく願いいたします。

次に2点目でございますけれども、参考資料3でございます。都市計画決定の手续におきます住民参加の機会をさらに拡大していくという観点から、今年の4月に都市計画運用指針、これは都市計画法の技術的な指針ということで国で策定しているものでございますけれども、都市計画運用指針が改正されまして、都市計画決定、変更にあたりましては、基本的に住民が公開のもとで意見陳述を行います公聴会ですとか、公聴会に先立ちまして案の説明を行います説明会というのを開催すべきであるという考え方が示されたところでございます。

本県におきましては、従来から県決定の都市計画案件につきましても、地域に最も身近な自治体ということで市町で地域の要望などを踏まえながら計画の内容を調整しまして、都市計画法15条の2第1項の規定に基づきまして都市計画の案の内容を県に申し出をするという形をとってきたところでございますけれども、この市町の素案の作成におきましては各市町が説明会を実施しております。

いままでも素案の段階で住民の意見を聞くという手続きをとってまいりましたけれども、先ほど申しましたように、国のほうでの都市計画運用指針の改正等も踏まえまして、県におきます手続きの明文化ということで要綱を定めたところでございます。

要綱の詳しい本文は4ページ以降に書いてございますけれども、概要を簡単にご説明いたしますと、1ページの要綱の概要というところから以下でございますけれども、まず、説明会及び公聴会の開催ということで、原則として説明会、公聴会を開催することにする。ただし、緊急性を要するものですとか、実質の利害関係人がいないと認められる場合ですとか、軽易な変更の場合は説明会及び公聴会を開催しないことができるという規定をしております。

また2番で、説明会及び公聴会の省略ということで、県決定の案件におきましても、

市町で十分地元への説明会及び公聴会を開催しているというふうに認められる場合には、県においての説明会、公聴会を省略することができるというのが2番目でございます。

3番目は、説明会を公聴会に代えることができるということで、説明会というのは素案を説明する場、公聴会というのは意見を聞く場という位置づけをしてございますけれども、説明会時点で十分に案を住民の方々に周知ができているということであれば、1回で説明会、公聴会を兼ねるとすることも可能であるという規定をしております。

また、2ページ目の4番、5番につきましては、説明会、公聴会を開催するときの続きを定めております。

また、最近の情報技術の発展等ございますけれども、6番目でインターネットの県ホームページを活用した都市計画案の閲覧ということで、今後計画書ですとか案の理由書、また位置図、説明図など、県のホームページでも閲覧に供させていただいて、縦覧図書につきましては、いままで県の本庁ですとか市町の役場に足を運んでいただいていたところがございますけれども、概要につきましてはネット上でもご覧になれるという形で、できるだけわかりやすい都市計画を目指していきたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたが、この件につきまして質問またはご意見がございますでしょうか。

ないようでございます。

それでは、これでもちまして平成14年度第2回の審議会を閉会いたします。

皆さまには、始終熱心な審議をいただきましてありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

事務局 次回の平成14年度第3回目の審議会につきましては、11月の下旬ごろを目途に日程の調整を現在行っておるところでございます。

日程等が決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

Aさん、ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時49分

平成14年度第2回兵庫県都市計画審議会  
出席委員名簿

日時：平成14年9月27日 午後2時～3時49分  
場所：パレス神戸 2階 大会議室

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	小 泉 直 子	兵庫医科大学教授	
	近 藤 勝 直	流通科学大学教授	
	竹 元 忠 嗣	兵庫県道路公社理事長	
	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	
	中 瀬 勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授	
	西 村 多嘉子	大阪商業大学教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	村 井 正	関西大学教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	黒 木 幾 雄	農林水産省近畿農政局長	代 理
	勝 野 龍 平	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	岡 田 薫	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長(兵庫県市長会)	
	水 谷 岩 雄	山東町長(兵庫県町村会)	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	山 本 正 治		
	立 石 幸 雄		
	門 信 雄		
	渡 部 完		
	田 中 章 博		
	吉 岡 やすし		
	金 田 峰 生		
	羽田野 求		
	永 富 正 彦		
市町の議会の議長を代表する者 (第3条第1項第5号)	横 山 道 弘	神戸市会議長	
	久 保 義 孝	川西市議会議長(兵庫県市議会議長会)	
	振 角 利 允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	
専 門 委 員 (第2条第3項)	朝 日 稔	兵庫医科大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸商船大学商船学部教授	
	宮 前 保 子	京都造形芸術大学講師	